

令和2年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和2年5月27日（水）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

開会

- 日程第1 令和2年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第5号 県費負担教職員の懲戒処分について
- 日程第4 議案第28号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について
- 日程第5 議案第29号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 議案第30号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について
- 日程第7 議案第31号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について
- 日程第8 議案第32号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第9 議案第33号 令和3年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項(案)について
- 日程第10 議案第34号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について
- 日程第11 意見聴取 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 教育長の報告
- 日程第13 その他
- 閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加納 博 明

加藤 悟

森 下 伊三男
加木屋 加緒里
大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	廣 瀬 進 一
教育総務課長	松 島 孝 明
学校教育課長	坂 野 美 恵
幼児支援課長	林 美 穂
生涯学習課長	児 玉 睦

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 野 津 浩 行

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** 只今から令和2年第5回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第1 令和2年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第1 令和2年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和2年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加藤委員にお願い致します。

日程第3 報告第5号 県費負担教職員の懲戒処分について

○**教育長** 日程第3 報告第5号 県費負担教職員の懲戒処分について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 報告第5号 県費負担教職員の懲戒処分について、別紙のとおり報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。令和2年5月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、県費負担教職員の懲戒処分を行ったもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 異議なしと認めます。日程第3 報告第5号 県費負担教職員の懲戒処分について、承認することと致します。

日程第4 議案第28号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

○教育長 日程第4 議案第28号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第4 議案第28号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、議決を求める。瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第7号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年5月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、病気休暇から復職するにあたり、瑞穂市教育委員会の議決を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第28号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、可決することと致します。

日程第5 議案第29号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第5 議案第29号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第5 議案第29号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和2年5月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、新型コロナウイルス感染症対策として学校の臨時休業が実施されたことを受け、給食実施状況が変更となったことに伴い、状況に合わせた給食費が徴収できるよう、瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 森下委員 4、5月は休校でしたが請求はありますか。
- 教育総務課長 給食の提供を行っていないので給食費の請求はありません。
- 加木屋委員 8月分の金額はいくらになりますか。
- 教育総務課長 通常の1か月分の請求となります。6月分については簡易給食なので減額となります。
- 教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第29号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第6 議案第30号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について

- 教育長 日程第6 議案第30号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 教育総務課長 日程第6 議案第30号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について、瑞穂市給食センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年5月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市給食センター条例（平成19年瑞穂市条例第14号）第8条の規定により、瑞穂市給食センター運営委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 教育長 人事異動に伴うもので、任期は1年となっています。

ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第30号 瑞穂市給食センター運営委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第7 議案第31号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について

- 教育長 日程第7 議案第31号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について、議題

と致します。

事務局より説明を求めます。

- 学校教育課長** 日程第7 議案第31号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年5月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市教育支援委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 学校教育課長** 8名の方に委嘱するもので、任期は1年となっています。この委員は、一人ひとりのニーズに応じた就学の場を総合的に判断する方です。
- 教育長** 各学校においていろいろな場面で特別な支援が必要となるお子さんについて検討していただくこととなります。専門的な知識を有する方が必要となります。
- 教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第31号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第8 議案第32号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について

- 教育長** 日程第8 議案第32号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 学校教育課長** 日程第8 議案第32号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年5月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市学校運営協議会規則（平成30年教育委員会規則第9号）第5条第2項の規定により、瑞穂市学校運営協議会委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**学校教育課長** コミュニティスクールの実施に伴い中学校区ごとに、運営協議会委員を30名以内で配置しています。委員は各中学校より推薦をいただいています。巢南中学校区においては、他の校区と比べ1小学校多いため人数が多くなっています。

○**大平委員** 中学校の協議会ではなく、中学校区ごとに設置されている協議会ということによろしいですか。

○**学校教育課長** そのとおりです。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第32号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第9 議案第33号 令和3年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項(案)について

○**教育長** 日程第9 議案第33号 令和3年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項(案)について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第9 議案第33号 令和3年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項(案)について、瑞穂市立ほづみ幼稚園管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第13号）第3条の規定により瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年5月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市立幼稚園管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第13号）第3条の規定により、募集要項を定め瑞穂市教育委員会告示をするため。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**学校教育課長** 募集園児数は瑞穂市立幼稚園管理規則に記載してある定員より今年度の在園児数を差し引いたものとなっています。昨年度まで、説明会は1か所のみで開催としていましたが、今年度はコロナウイルス感染症拡大防止のため小学校区ごとでの実施予定としました。募集園児数を超えた場合は抽選会を実施します。

○大平委員 市内の方なら応募できるものですか。また、応募しても利用できない方はいますか。

○学校教育課長 市内の方なら応募できます。また、私立幼稚園を利用されている方も多く、利用できない方はほぼないと思われま

○森下委員 在園児はそのまま利用できますか。また在園児が少なくなる可能性はありますか。

○学校教育課長 転出等の事由により在園児数に変更になることは考えられま

○教育長 在園児はそのまま進級し、定員に満たない人数を募集することになり

○教育長 そのほか、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第33号 令和3年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項(案)について、可決することと致します。

日程第10 議案第34号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

○教育長 日程第10 議案第34号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第10 議案第34号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年5月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市社会教育委員条例（平成15年瑞穂市条例第59号）第2条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○生涯学習課長 人事異動等に伴い新たに2名の方に委嘱を行うもので、任期は前委員の残任期間となり令和3年3月31日までとなります。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 議案第34号 瑞穂市社会教育委員の委

囑について、可決することと致します。

日程第 1 1 意見聴取 令和 2 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 3 号）について

○**教育長** 日程第 1 1 意見聴取 令和 2 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 3 号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第 1 1 意見聴取 令和 2 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和 2 年 5 月 2 7 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和 2 年第 2 回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育総務課長** 歳入、国庫補助金、子ども・子育て支援交付金、4 7 3 千円、国、県、市が 3 分の 1 ずつ負担するもので国、県からの歳入分です。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、7 4, 7 1 8 千円。公立学校情報機器整備費補助金、1 5 5, 6 1 0 千円、G I G A スクール構想の実現にかかるもので、文部科学省から小学校 1 年生から中学校 3 年生に一人 1 台パソコンを整備するもので、本来であれば令和 2 年度から 4 か年で整備を行う予定でしたが、令和 2 年度事業ということで前倒しとなり各学校のネットワーク整備、大容量通信にともなう基幹整備分と端末購入分です。県補助金、児童福祉補助金、国庫補助金に計上したものの県補助金分です。歳出については、児童福祉総務費、負担金、補助及び交付金、放課後児童健全育成事業補助金としまして 1, 4 2 1 千円、民間での放課後児童クラブ開設にあたり補助するものです。学校教育総務費、いじめ問題対策委員会報酬等 1 1 4 千円の計上をしています。教育振興費、小学校費、G I G A スクール構想にかかるもので工事請負費として 1 0 5, 5 2 4 千円、端末購入費として 1 0 1, 0 8 2 千円を計上。中学校費においても同様に G I G A スクール構想の工事請負費、4 3, 9 1 5 千円、

端末購入費として92,011千円を計上しています。

社会教育費、巢南公民館空調機器改修にかかる工事請負費、682千円、体育施設費として、(仮称)中山道大月多目的広場整備にともない水道加入金と下水道受益者負担金、392千円を計上しています。

○**教育長** 教育委員会分を説明させていただきました。ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** ネットワークの構築は全教室対象ですか。

○**教育総務課長** 昨年各学校には防災用として、特別教室にはWi-Fi環境の整備をしました。今年度は、普通教室において各教室で授業ができるように、Wi-Fiの環境整備も含まれています。

○**加藤委員** 整備の用途はいつごろですか。

○**教育総務課長** 全国一斉に行われる事業であり、とてもタイトなスケジュールとなっておりますが納入可能な期限において発注予定です。

○**加藤委員** 学校の準備としては教職員の研修も含めてお願いします。

○**教育総務課長** 補完ですが、6月補正における端末の要求分は、小学校4年生から中学校3年生を対象としています。根拠としては文部科学省が3クラスに1クラス分の財源措置をしているので3分の1は市の負担となります。残りの3分の2については満額の補助となるため、まず小学校4年生から中学校3年生分を整備する予算要求としてあります。小学校1年生から3年生につきましては来年度以降に整備していく予定としています。

○**教育長** 端末分については、45,000円を上限として補助が受けられます。環境整備については、高速大容量10ギガ対応の整備については2分の1が補助対象となっております。

○**加木屋委員** コロナウイルス感染症の影響によってネット環境の重要性を強く感じましたが、先生の補助や操作に関するサポーターの配置などのお考えはありますか。

○**教育長** そういった人材が少ないのでコミュニティスクールの中で、パソコンが堪能な方にお力をお借りできるような人材の発掘や体制を整えていくことを考えたいです。すべてを教員が行うことは、難しくなってきているので専門的な知見をお借りして行うようなことも必要になってくるのではないのでしょうか。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第11 意見聴取 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、承認することと致します。

日程第12 教育長の報告

○**教育長** 6月1日より学校を再開します。3つのステップを段階的に上げていく仕組みとし2つグループに分けて登校日を設定します。最初の週は6月1日が入学式、始業式です。6月に入学式を行うことは初めての経験でどのようなのかかわからないところもありますが、各学校で考えていただいています。1週目は4時間授業とします。給食は簡易給食とし個包装で対応し牛乳、袋入りのパン、ジャムまたはマーガリン、デザートとします。2週目は6月8日から15日までで、簡易給食2として副食も付けたいと思います。給食配膳の練習もかねていきたいと思います。授業も学年に応じて対応します。6月16日からは一斉登校、通常授業になります。給食は簡易給食3とし、次週から通常の給食となります。現在は試験登校ということで月曜日から金曜日の間に2回登校できるようにしています。各学校の状況に応じて登校方法は検討していただいています。学校を訪ねて子供たちの様子を見てみると、子供たちは嬉しそうですね。緊張感と喜びを両方感じているようにも思えます。子供たちの顔を見ると私もホッとします。学校で感染があってはいけないので、健康チェックカードなどを用意して体調管理を行っています。登校時に検温がなされていない児童生徒はその場で検温を行います。学校によっては子供が通らないゾーンを設けて対策しているところもあります。感染予防として様々な対策を考えています。いろいろな課題を抱えながら、国、県が出すガイドライン、衛生管理マニュアルに沿って内容を理解し可能な範囲で実施していきます。試行錯誤していますが地域の実情に合わせて実施していくこととなります。3密を避けた中での授業方法のガイドラインを瑞穂市オリジナルで考えていただけました。

日程第13 その他

○**教育長** 日程第13 その他に入ります。

教育次長。

○**教育次長** 先ほど話にも出ましたが、本年度G I G Aスクールの端末整備は小学4年生から中学3年生を対象とし、令和3年度には今年度タブレット端末を導入した小学4年生から中学3年生を対象にキーボードを購入予定です。また、（仮称）中山道大月多目的広場整備工事が大々的に稼働し始めましたのでご報告させていただきます。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 学校休業ということで給食センターでは調理を行っていませんが、調理員には班ごとの出勤をお願いしています。そこで子供たちが使用する布マスクを作成していただいております。カラフルなもの、可愛いものいろいろございます。マスクは保育所の3歳以上児に配布予定です。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 学校再開のガイドラインを受けて瑞穂市教育委員会として、どのように再開していくかを保護者向けにお知らせをしました。児童生徒の感染予防と学びの保障の両立のために3密とならないようにしながら子供たちが、いかにして学びができるかに重点を置いて学校再開をしていきます。登校日にはソーシャルディスタンスを保ちながら、コロナウイルス感染症予防につきマスクの着用、手洗い等の徹底といった自分の命を守る基本的なことについて指導を行っています。また、3か月間登校していなかったのも、心のアンケート、いじめのアンケートを行いながら一人ひとり丁寧に進めていき、随時、いじめ相談、教育相談を行い、少しでも楽しく主体的に学べるような学校にしていくかを各学校で考えていただいております。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 放課後児童クラブにおいては、5月31日までは4月中旬同様申し込みのあった方のみ受け入れています。緊急事態宣言が解除されたので、申し込みは随時受け付けています。6月1日は登園自粛ということで3密を避けるため、自宅で保育が可能な方は自宅をお願いしていますが、基本的には申し込みなしで受け入れています。分散登校期間は登校日にあたらない児童は1日お預かりし、登校日にあたる児童は下校後のお預かりとなりますので、学校と協力してお預かりしていくこととなります。また3密を避けるため学校には1から2部屋を借りて実施しているところもあります。部屋を増やすというこ

とは職員が必要となりますので派遣の指導員を委託で補う予定ですが、全部には揃わないと思われれます。保育所についても5月31日までは申し出のあった方のみ預かり、6月1日からは通常保育となります。2歳未満のお子さんはマスクをすることのデメリットがあるということもあるため、マスクの着用はお願いしていませんが、2歳以上のお子さんにはできる限りマスクの着用をお願いしています。登園時には検温の結果を各クラスにおいて先生に報告いただくこととしており確認をしていただいています。消毒、手洗いの徹底も行っています。行事につきましては、保育参観、夏祭りなど9月までに保護者の方が参加される行事については中止と考えています。プールについても水遊び程度は行っていいのではないかと考えていますが、プール遊びについては着替えの時などの密を避けるため中止を検討しています。運動会、年長さんのバスの遠足については検討中です。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 施設利用時の感染予防対策を徹底し開放する方針を取っています。換気のできる施設より開放していきます。総合センターの、サンシャインホール、あじさいホールといった換気のできない施設に関しては当面の間開放を見送ります。学校再開のガイドラインに基づき当面の間、高校生以下の運動目的の利用についてもご遠慮いただいています。各学校の体育館、グラウンドなどの学校開放施設につきましては当面の間開放しない方針です。図書館については5月20日よりインターネット予約と電話予約による貸し出しを開始しています。6月2日からは滞在時間の制限、入場者数の制限をしながら書架への立ちよりをしながら借りていただくサービスから順次進めていきたいと考えています。

○**大平委員** 図書館の滞在時間、入場者数の制限はどのようにされますか。

○**生涯学習課長** 閲覧コーナーの椅子の移動や、パソコンコーナーの制限により物理的に制限をする環境による長時間滞在できないような工夫をしています。

○**加木屋委員** 中体連が中止になり中体連を意識してきた生徒は落胆が大きいという思いがあります。本来の学習という部活動、試合に向けてだけの部活動ではないということを再認識していただきたい。子供たちは中体連がなくなったことについてどのように感じているのでしょうか。

- 学校教育課長** 部活動についての情報は得ていませんが、ブロック単位の大会の検討を行ったところ、接触の機会が多い競技については自粛が必要ではないかという意見等もあったと聞いておりますので、委員さんのご意見のように試合に向けたものではなく自分の力量を高める部活動に切り替えながら目標を持っていけるようにしていかなければならないと思います。
- 加木屋委員** 分散登校に伴い地域での見守りについての計画はありますか。
- 学校教育課長** 午前午後の登校だと昼間の登下校時の見守りにあたると職員が手薄になりますし、熱中症も心配になるなど様々なことを鑑みて1日おきの登校としました。毎朝の登校ではPTA、地域の見守り隊の方や職員等が行うことにより交通安全、熱中症等の丁寧な指導ができると考えこのような分散登校としました。
- 森下委員** 小学1年生は初めての登校になるので安全面が心配でしたが、分散登校の方法など配慮いただいているので安心しました。
- 大平委員** 中学3年生の学習時数不足分をどのように補うのか。また、夏季休暇の変更等により地元の行事が中止となることも考えられ、社会性の育成の場になると思われる行事等に小中学生の参加が見込めないという方向になりつつあります。今後どのようになりますか。
- 学校教育課長** 学習時数の不足分については、長期休暇期間の変更、運動会などの行事の精選や授業時間数の変更により対応することになると考えます。第2波、第3波も来ないとも限らないので今後心配なところではあります。中学校においても同様に行事の精選や予定の変更が考えられます。
- 生涯学習課長** 校区の活動については校区のご判断としており、行事の中止を決定している校区も出てきています。夏季休暇の短縮もあり中止の方向になりつつあるようです。
- 加木屋委員** 修学旅行、宿泊学習の実施についてはどのようにお考えですか。
- 学校教育課長** 宿泊学習は中止となっています。修学旅行は中止にしたいと考えてはいますが、保護者の方からは移動手段が3密になるので心配などの意見もあり、交通手段や東京方面等への行先については検討が必要です。各学校で検討している状況です。
- 加木屋委員** 給食の賄材料の補助はありますか。

- 教育総務課長** 3月分の急遽決定した休業部分については、国の補助事業として、岐阜県給食会を通じて申請のうえ国の補助が支払われるので、準備を進めています。4・5月分は国の交付金で対応できる部分があるのか検討中です。
- 加藤委員** スポーツ少年団の対応はどういう状況ですか。
- 生涯学習課長** 部活動再開の時期に合わせ再開予定です。
- 加藤委員** 文化系の活動はどうですか。
- 生涯学習課長** 先ほどの施設利用時の感染予防対策を徹底し守っていただき活動してもらう予定です。
- 教育長** 次回の会議ですが、令和2年7月1日、水曜日、午後2時00分から第6回瑞穂市教育委員会定例会を開催したいと思います。その次の定例会は、令和2年7月29日、水曜日、午後2時00分から第7回瑞穂市教育委員会定例会を開催したいと思いますのでよろしくお願いします。
-

閉会の宣告

- 教育長** これをもちまして、令和2年第5回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時33分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年5月27日

瑞穂市教育委員会 教育長

加藤 博明

委員

加藤 悟

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。